

諮第2号

退職手当支給制限処分に係る審査請求の諮問について

滋賀県教育委員会が行った退職手当の支給制限処分に係る行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号。以下「整備法」という。）第34条による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧地方自治法」という。）第206条第2項の規定による審査請求について、次のとおり裁決することにつき、整備法附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる旧地方自治法第206条第4項の規定に基づき、意見を求める。

平成29年6月23日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

裁 決 書 （案）

京都市南区猪熊通八条上る戒光寺町 188 番地
6

審査請求人 中 村 公 一

京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85番地 1

上記代理人 大久保 享

上記審査請求人から平成28年5月27日付けで提起された滋賀県教育委員会（以下「処分庁」という。）が行った退職手当支給制限処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

理 由

第1 審査請求の趣旨および事案の概要

1 審査請求の趣旨

処分庁が、平成28年3月28日付けで審査請求人に対して行った一般の退職手当等の全部を不支給とした処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

第2 審査請求人の主張

第3 処分庁の主張

第4 審査庁の判断

第5 結論

本件審査請求は理由がないと認められるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成 年 月 日

審査庁 滋賀県知事 三 日 月 大 造

教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に総務大臣に対して、再審査請求をすることができます。（ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由のある場合を除き、当該再審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日（前項による再審査請求をしたときは、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。（ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）